

**事業名** ～切れ目のないきめ細かな支援をめざして～  
**児童相談所開設後の区における児童相談の対応状況**

**ここがポイント**

- ◆児童相談所では、東京都から160件のケースを引き継ぎ、4・5月には合計170件の新規相談を受け付けました。
- ◆児童相談所と子ども家庭支援センターが密接に連携し、迅速、丁寧に対応しています。

**事業費** —

区は、全ての児童の心身の健やかな成長のため、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで一貫して切れ目のないきめ細かな支援を行うため、令和3年4月1日、複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。

**児童相談所における対応状況**

**(1) 相談受付状況(速報値)**

		4月	5月
相談受付件数		94	76
内 訳	虐待	62	37
	非行	4	11
	愛の手帳等	16	18
	その他	12	10

- ・児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員、弁護士、医師、保健師等がケースごとにチームを組み、児童の状況について専門性を踏まえて詳細に検討し、対応
- ・東京都からこの他160件のケースを引き継ぎ、対応を継続

**(2) 一時保護の状況(速報値)**

	都からの引継ぎ	4月	5月
新規一時保護	—	7	5
所内一時保護	2	8	7
一時保護委託	4	6	5
一時保護解除	—	6	1

- ・児童相談所内一時保護所は定員12人。児童はリビング、食堂等では集団で和やかに過ごしながら、個室では個人の時間を確保することができ、安心できる環境で生活
- ・児童が抱える問題の早期解決を目指しながら、権利擁護に配慮し、個別ケースに応じて、通学、通院、外泊などを実施

**子ども家庭支援センターにおける対応状況**

**(1) 相談受付状況(児童に関する相談)(速報値)**

		4月	5月
内 訳	虐待	72	86
	養護相談	34	20
	育成相談	41	41
	その他	7	5
<b>合計</b>		<b>154</b>	<b>152</b>

↑虐待の相談受付後、児童相談所とともに全ケースのリスク評価を実施し、対応機関を決定

→夫婦間のDVや離婚問題等、子どもと家庭が直面している様々な課題に対して児童相談所等と連携して支援

**(2) 相談受付状況(家庭に関する相談)(速報値)**

		4月	5月	
人 間 関 係	夫婦関係	22	21	
	内 訳	離婚	9	4
		DV	10	12
		その他	3	5
男女関係		0	0	
その他		2	5	
経済関係		2	3	
医療(健康関係)		0	2	
その他		7	7	
<b>合計</b>		<b>33</b>	<b>38</b>	

**問合せ**

○児童相談所における対応状況について

課長 児童相談課 保志 ☎ 03-5962-6502(直通)

係長 児童相談課 運営調整係 羽田 ☎ 03-5962-6500(直通)

○子ども家庭支援センターにおける対応状況について

所長 子ども家庭支援センター 安達 ☎ 03-5962-7204(直通)

係長 子ども家庭サービス係 福田 ☎ 03-5962-7204(直通)